

平成19年度から市・県民税が変わります

所得割税率が一律10%になります

平成19年度から、国の所得税から地方の市・県民税へ税源の移譲が行われます。これに伴い、現在は市・県民税所得割の税率は3段階になっていますが、一律10%（市民税6%、県民税4%）になります。また、所得税の税率も変わります。

区分	改正前	改正後
所得税	課税標準額	課税標準額
	1,800万円 37% - 2,490,000円	1,800万円 40% - 2,796,000円
	900万円 30% - 1,230,000円	900万円 33% - 1,536,000円
	330万円 20% - 330,000円	695万円 23% - 636,000円
	0万円 10%	330万円 20% - 427,500円
	(平成18年分まで)	195万円 10% - 97,500円
		0万円 5%
		(平成19年分から)
市・県民税	課税標準額	課税標準額
	700万円 13% - 310,000円	一律 10%
	200万円 10% - 100,000円	
	0万円 5%	
(平成18年度分まで)		
		(平成19年度分から)

課税標準額...収入から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など諸控除を差し引いた残りの金額のことをいいます。

調整控除が新設されます

基礎控除や扶養控除など所得税と市・県民税では控除額に差があるため、扶養控除など人的控除の差に応じた減額措置などが講じられます。これらの措置により、税源移譲がされても「市・県民税 + 所得税」での納税者の負担は変わりません。

市・県民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、単純に所得税の税率を10%から5%に引き下げただけでは、税負担が増えてしまうこととなります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて市・県民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられます。

【市・県民税と所得税の人的控除額の例】

	市・県民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

定率減税が廃止されます

平成18年度分は市・県民税所得割額の7.5%（上限2万円）を控除していましたが、平成19年度分から廃止されます。また、所得税については、平成19年分から廃止されます。

税改正による市・県民税と所得税の合計額の変化

以下のモデルケースは、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。また、一定の条件下における税額変更の概算を示すものであり、個々人の年齢や控除などの状況によって、税額は変動します。

（例：給与所得者で、夫婦 + 子ども2人の場合）

給与収入	改正前					改正後				
	市・県民税	所得税	小計	定率減税	合計	市・県民税	所得税	小計	定率減税	合計
300万円	15,000円	10,000円	25,000円	2,200円	22,800円	20,000円	5,000円	25,000円	0円	25,000円
500万円	82,000円	144,000円	226,000円	20,600円	205,400円	154,000円	72,000円	226,000円	0円	226,000円
700万円	208,000円	288,000円	496,000円	44,400円	451,600円	305,500円	190,500円	496,000円	0円	496,000円
1,000万円	454,000円	738,000円	1,192,000円	93,800円	1,098,200円	551,500円	640,500円	1,192,000円	0円	1,192,000円